

## 不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	粗暴行為	暴走行為	家出	その他	合計
学 職 別	未就学								0
	小学生		7	11	38	1	22	57	136
	中学生	21	131	181	46	7	73	196	655
	高校生	19	108	193	14	8	51	59	452
	その他学生	13	17			2		4	36
	有職少年	17	262	79	6	11	2	10	387
年 齢 別	無職少年	6	113	61	4	7	3	4	198
	10歳以下		2	3	22		12	28	67
	11歳		3	5	5		5	20	38
	12歳	3	18	30	18	3	12	46	130
	13歳	7	25	75	22	3	38	83	253
	14歳	4	50	53	7	1	21	41	177
	15歳	11	105	94	16	1	17	44	288
	16歳	7	157	127	11	15	31	48	396
	17歳	17	116	116	3	7	10	12	281
	18歳	18	96	22	2	4	5	6	153
19歳	9	66		2	2		2	81	
合計	76	638	525	108	36	151	330	1,864	

※ その他は、「薬物乱用」、「金品持ち出し」、「性的いたづら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不良交友」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。



少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見い出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援 ★ 少年を見守る社会機運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域ボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。

少年サポートセンター分室「ひめさぼ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめを受けている
- 子供の非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前9時～午後5時

※来所の方は事前に連絡をお願いします。



## 子どもたちをインターネット被害から守ろう!

スマートフォンデビューの前に考えよう!ポイントは2つ!!



①フィルタリングの設定

②家庭でのルール作り

保護者の方がお子さんの発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理することが大切です!

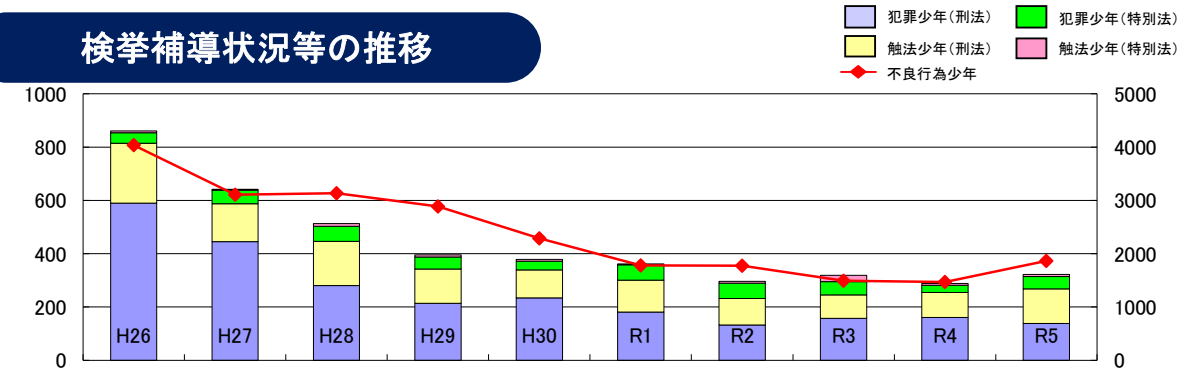
愛媛県警察

## 少年非行の概況(R5年)

### 少年非行の特徴

- 少年の検挙補導人員(刑法)は268人で前年より増加(前年比+5.5%)。学職別では中学生が105人で最も多く、全体の39.2%。初発型非行(万引き・オートバイ盗・自転車盗・占有離脱物横領)は130人で全体の48.5%。
- 少年の検挙補導人員(特別法)は54人で前年より大幅に増加(前年比+58.8%)。軽犯罪法違反が21人(前年比+16人)で最も多い。

### 検挙補導状況等の推移



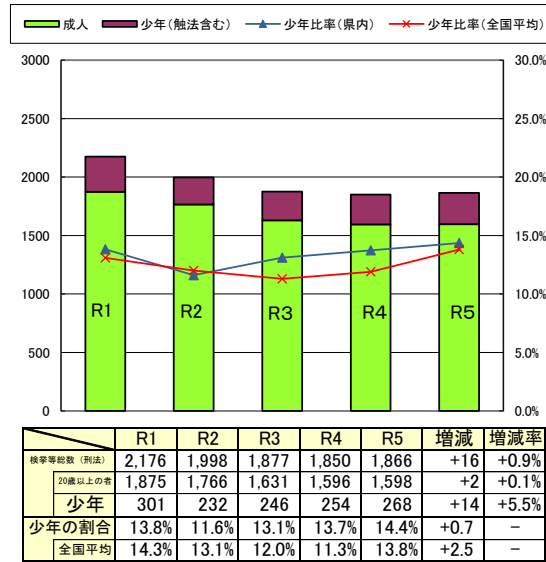
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減	増減率
検挙補導人員(刑法)	814	588	446	343	339	301	232	246	254	268	+14	+5.5%
犯罪少年	590	445	281	214	234	181	133	157	161	138	-23	-14.3%
触法少年	224	143	165	129	105	120	99	89	93	130	+37	+39.8%
検挙補導人員(特別法)	40	54	67	53	40	61	64	73	34	54	+20	+58.8%
犯罪少年	33	50	57	45	33	57	58	49	28	46	+18	+64.3%
触法少年	7	4	10	8	7	4	6	24	6	8	+2	+33.3%
非行少年総数	854	642	513	396	379	362	296	319	288	322	+34	+11.8%
非行少年に占める触法少年の割合	27.0%	22.9%	34.1%	34.6%	29.6%	34.3%	35.5%	35.4%	34.4%	42.9%	+8.5P	-
全国平均	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	22.1%	21.4%	21.7%	20.1%	23.9%	27.7%	+3.8P	-
非行率	4.45	3.22	2.64	2.03	2.01	1.78	1.37	1.56	1.61	1.72	+0.11	+6.8%
全国平均	3.65	2.95	2.53	2.21	1.92	1.64	1.42	1.35	1.39	1.74	+0.35	+25.2%
不良行為少年	4,035	3,106	3,135	2,885	2,290	1,780	1,773	1,493	1,469	1,864	+395	+26.9%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6~19歳の人口)千人当たりの検挙補導人員(刑法)。

### 警察署別検挙補導状況

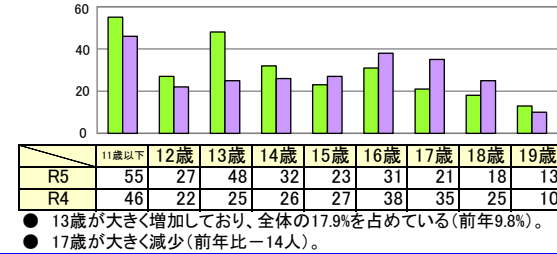
	刑 法		特 別 法		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※本部を除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	7	9	5		6.5%	100
新居浜	29	10	9	2	15.5%	228
西条	6	6	2		4.3%	114
西条西	1	5	2		2.5%	25
今治	10	12	5	3	9.3%	131
伯方	2				0.6%	10
松山東	39	17	9		20.2%	433
松山西	10	12			6.8%	272
松山南	11	30	5	1	14.6%	311
久万高原	1				0.3%	6
伊予	7	13	4		7.5%	82
大洲	6	3	1	1	3.4%	71
八幡浜		2			0.6%	4
西予	2		1	1	1.2%	12
宇和島	6	11	3		6.2%	47
愛南	1				0.3%	13

### 少年の割合の推移(刑法)

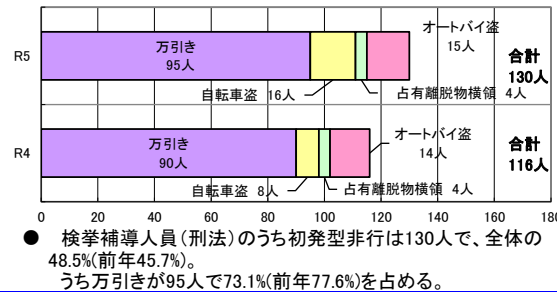


※ 検挙等総数(刑法)は、触法少年を含む。  
 ※ 少年の割合は、検挙等総数(刑法)に占める少年の割合。  
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

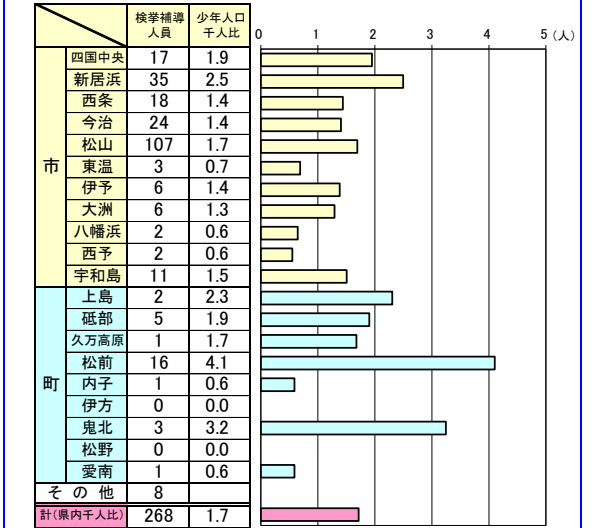
### 年齢別検挙補導状況(刑法)



### 初発型非行 検挙補導状況

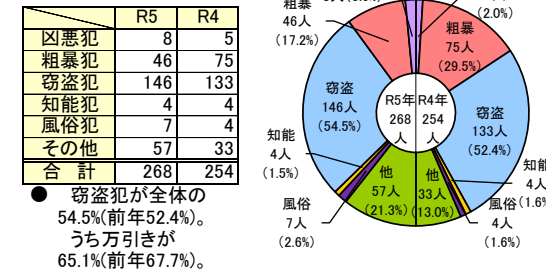


### 居住地別検挙補導状況(刑法)

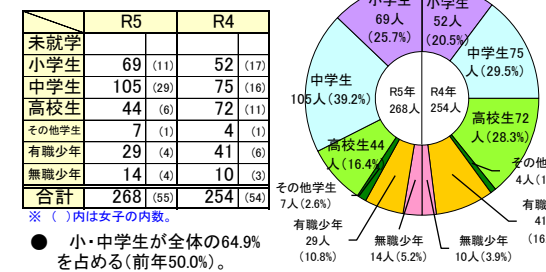


※ 少年人口は令和2年実施の国勢調査による6~19歳の人口を使用。  
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。  
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

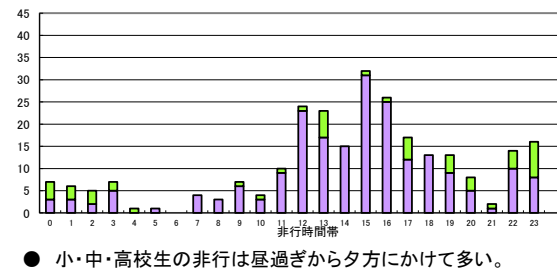
### 罪種(行為態様)別状況(刑)



### 学職別状況(刑法)



### 非行時間帯別検挙補導状況(刑法)



### 刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	増減
初犯者数	122	143	122	99	96	111	94	-17
再犯者数	92	91	59	34	61	50	44	-6
凶悪犯		1			1	3	3	±0
粗暴犯	18	16	21	18	19	23	17	-6
窃盗犯	66	56	28	12	29	18	19	+1
知能犯	2	4	3			1	1	±0
風俗犯		1		1	2		0	±0
その他	6	13	7	3	10	5	4	-1
再犯者の割合	43.0%	38.9%	32.6%	25.6%	38.9%	31.1%	31.9%	+0.8P
全国平均	35.5%	35.5%	34.0%	34.7%	33.7%	31.7%	30.2%	-1.5P

### 検挙補導状況(特別法)

	合計	年齢別							学職別					
		13以下	14	15	16	17	18	19	小学生	中学生	高校生	その他		
R5	検挙補導人員	54	8	6	10	3	0	11	16	16	9	5	14	10
	軽犯罪法	21	5	4	5	2		3	2	9	4	2	3	3
	児童ポルノ法	11	1	1	5			3	1	4	3		3	1
	その他	8						4	4				3	2
R4	検挙補導人員	34	6	1	8		5	6	8	12	10	1	9	2
	軽犯罪法	5	2		2		1		3	2				
	児童ポルノ法	7		1	5			1	4	3				
	覚取法等	6	1				1	4	1				4	1
その他	16	3				4	4	4	4	5	1	5	1	

※ 児童ポルノ法は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反、覚取法等は「覚せい剤取締法、大麻取締法、麻薬等特例法」違反の検挙補導人員を示す。

- 軽犯罪法違反と児童ポルノ/事案で全体の59.3%(前年35.3%)。
- 小・中・高校生の非行は昼過ぎから夕方にかけて多い。

### ★本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法合に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法合に触れる行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非行少年	犯罪少年及び触法少年をいう。
初発型非行	万引き、オートバイ盗、自転車盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。